平成２３年（フ）第３５１号
香川県高松市牟礼町牟礼3714番地３
債務者　太田　諭志
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第４０号
北海道沙流郡日高町富川北４丁目２－１　紺野隆方、住民票上の住所北海道沙流郡日高町富川西１丁目115番地の３
債務者　渡部　　治
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
北海道浦河郡浦河町堺町東５丁目480番地の18
債務者　髙木新太郎
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第４４号
北海道浦河郡浦河町堺町東５丁目480番地の18
債務者　髙木めぐみ（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第４５号
北海道日高郡新ひだか町静内ときわ町２丁目３番５号
債務者　小野　佳奈
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
北海道日高郡新ひだか町東静内147番地
債務者　三橋美恵子（旧姓道成）
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第１０４８号
仙台市太白区西多賀１丁目16番28号　セジユール21―102
債務者　鎌田　慎吾
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１５４号
宮城県大崎市古川北町１丁目７番20号　西塚コーポ103号、従前の住所宮城県大崎市古川中里５丁目５番45号　ノーススプリングホームⅡ102号
債務者　佐藤　和子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１６３号
宮城県栗原市築館薬師４丁目10番８号
債務者　白鳥　貴弘
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第８７号
秋田県能代市元町15番33号　メゾン・ド・菅原三八Ｃ―102号
債務者　川﨑雄二郎
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第７７号
秋田県大館市比内町扇田字上扇田31番地１
債務者　虻川　裕樹
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第２８６号
茨城県結城市新福寺１丁目９番地２　レジデンス結城107、前住所茨城県結城市大字矢畑330番地５
債務者　酒井　八郎
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２９２号
茨城県古河市女沼1743番地９、前住所茨城県下妻市高道祖4245番地103　ベルハイツ２号室
債務者　澤田　勝彦
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３０２号
茨城県筑西市関本肥土301番地１
債務者　横塚　初江
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３０５号
茨城県古河市東山田2048番地１
債務者　関　　勝彦
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３１４号
茨城県下妻市前河原602番地63
債務者　青木　　勉
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第８９号
千葉県茂原市六ツ野3793番地17
債務者　岡田　寛子（旧姓塚本・川勝）
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係